

適用法令	厚生労働省通達（変異原性化学物質）	
主な法規制	一般名称（危険物分類）	略号
対象物質	トルエンジイソシアネート（2,6体のみ）	2,6-TDI
取扱事業者 の主な義務	<p><a href="#">労働安全衛生法第57条の4</a>に基づき届出のあった化学物質のうち強い変異原性が認められた物質、また、既存化学物質のうち国による試験等において強い変異原性が認められた物質の製造、取扱いの際は、<a href="#">平成5年5月17日付け基発第312号</a>において定められた「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」に沿って、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ばく露防止対策</li> <li>2. 作業環境測定</li> <li>3. 労働衛生教育</li> <li>4. ラベルの表示、SDSの交付</li> <li>5. 記録の保存</li> </ol> <p>等の措置を講ずることとされています。</p>	